（建設業法施行令の一部改正）

第二条　建設業法施行令（昭和三十一年政令第二百七十三号）の一部を次のように改正する。

第三条の二第二号中「第二十七条」を「第二十六条」に改める。

第五条第二項中「含む。次項において同じ」を「含む」に改め、「及び法第二十九条の五第二項に規定する建設業者監督処分簿」を削り、同条第三項第二号中「法第十三条に規定する書類」を「許可申請書等」に改める。

（権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令の一部改正）

第三条　権利移転等の促進計画に係る土地についての不動産登記に関する政令（平成六年政令第二百五十八号）の一部を次のように改正する。

別表幹線道路の沿道の整備に関する法律第十条の四第一項の項中「第十条の四第一項」を「第十条の四」に改め、同表密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律第三十六条第一項の項中「第三十六条第一項」を「第三十六条」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、公布の日から施行する。ただし、第二条の規定は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日から施行する。

（特定都市河川浸水被害対策法施行令の一部改正）

2　特定都市河川浸水被害対策法施行令（平成十六年政令第百六十八号）の一部を次のように改正する。

第二条第三項第六号中「第十一条第四号」を「第十二条第四号」に改める。

法務大臣　谷垣　禎一
国土交通大臣　太田　昭宏
内閣総理大臣　安倍　晋三

府令

○内閣府令第三十八号

銃砲刀剣類所持等取締法（昭和三十三年法律第六号）第四条の三第二項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）及び第三十条の二の規定に基づき、銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令を次のように定める。

平成二十五年六月十四日

内閣総理大臣　安倍　晋三

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則の一部を改正する内閣府令

銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（昭和三十三年総理府令第十六号）の一部を次のように改正する。

第十五条を次のように改める。

（認知機能の低下の状況を判断する基準）

第十五条　法第四条の三第二項（法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の内閣府令で定める基準は、次の式により算出した数値が四十九未満であることとする。

1.15×A＋1.94×B＋2.97×C

（この式において、A、B及びCは、それぞれ次の数値を表すものとする。

A　第十四条第一号に掲げる方法により記述された事項についての次に掲げる数値の総和

一　認知機能検査を行つた時の年が記述されている場合には、五

二　認知機能検査を行つた時の月が記述されている場合には、四

三　認知機能検査を行つた時の日が記述されている場合には、三

四　認知機能検査を行つた時の曜日が記述されている場合には、二

五　記述された時刻と認知機能検査を行つた時の時刻との差に相当する分数が三十未満の場合には、一

B　第十四条第二号に掲げる方法により名称が記述された物について、次に定めるところにより算出した数値の総和

一　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述された物の数に二を乗じて得た数値

二　一定の時間が経過した後において分類を再び示す前に名称が正しく記述されなかつた物のうち、分類を再び示した後に名称が正しく記述されたものの数に一を乗じて得た数値

C　第十四条第三号に掲げる方法により描かれた図画についての次に掲げる数値の総和

一　一から十二までの数字が描かれている場合には、一（一から十二までの数字以外の数字が描かれている場合を除く。）

二　数字が数の順に時計回りに描かれている場合には、一

三　一から十二までの各々の数字についてその描かれている位置が正しい場合には、一

四　二の針が描かれている場合には、一

五　指示された時が表示されている場合には、一

六　指示された分が表示されている場合には、一

七　指示された時及び分が表示されている場合であつて、時針が分針よりも短く描かれているときには、一）

附　則

（施行期日）

1　この府令は、平成二十五年九月一日から施行する。

（経過措置）

2　この府令の施行前に受けた銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査の結果については、この府令による改正前の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「旧府令」という。）第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者は、この府令による改正後の銃砲刀剣類所持等取締法施行規則（以下「新府令」という。）第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。

3　銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六条第二項の規定により銃砲刀剣類所持等取締法第四条の三第一項（同法第七条の三第三項において準用する場合を含む。）の検査を受けたものとみなされる者から提示があつた銃砲刀剣類所持等取締法施行規則第十六条第二項の書類に係る道路交通法（昭和三十五年法律第百五号）第九十七条の二第一項第三号イに規定する検査でこの府令の施行前に受けたものの結果については、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六以上である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九未満である者とみなし、旧府令第十五条の式により算出した数値が三十六未満である者は、新府令第十五条の式により算出した数値が四十九以上である者とみなす。